

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次の通り手数料を申し受けます。

1. 受付手数料

求人または求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

- ・ 求人の受付につきましては、別紙「届出制手数料表」の通り求人者様から
- ・ 求職の受付につきましては、1 件につき 7 1 0 円（消費税相当分を含む。）を求職者様から

＊ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が 1 か月に 3 件を超える場合には、3 件分を超えては申し受けません。

2. 届け出制手数料

就職が決定した場合には、求人者から別紙に掲げる「届出制手数料表」により算出額を申し受けます。

許可番号 1 3 - ユー 0 4 0 2 0 9

事業者の名称及び所在地 株式会社日比谷プロワーク

東京都港区新橋 4 - 9 - 1

新橋プラザビル 1 5 0 3

届 出 制 手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
I 求人受理時の事務費用 (※1)	<u>1,000円</u> 手数料負担者は、求人者とします。 (分割により、月額に分割してお支払いをお受けします。) ※1 手数料負担者は求人者とします。
II 求人受理後、求人者に求職者を 紹介するサービス 【職業紹介サービス】 (※2)	成功報酬 (1) 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40%</u> (2) 期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%</u> (分割により、月額に分割してお支払いをお受けします。) ※2 手数料負担者は求人者とします。
III 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 (※3) *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービス	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通達書に記載されている額)の 求職者の就職後1年間に支払われる賃金 <u>40%</u> (分割により、月額に分割してお支払いをお受けします。) ※3 手数料負担者は求人者とします。
IV 上記手数料の返戻制度	上記II及びIIIの手数料につきましては、何れも紹介後就職に至り、その後90日以上は定着して頂けることを予定しており、90日未満に会社都合以外の理由により離職した場合は下記により返戻します。 1. 採用から14日以内の離職 80% 2. 採用から30日以内の離職 60% 3. 採用から60日以内の離職 40% 4. 採用から90日以内の離職 20%

*上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

13-ユ-040209

事業者の名称及び所在地

株式会社日比谷プロワーク

東京都港区新橋4-9-1

新橋プラザビル1503